

●本冊子の内容は、平成25年11月1日現在の法令等によっています。

I 所得税の確定申告について

- 1 確定申告とは 3
- 2 確定申告の必要がある人 4
- 3 確定申告をすれば税金が戻る人 5

II 個人の所得にかかる所得税の仕組み

- 1 所得の分類から税額算出までの仕組み 6
- 2 所得の分類 8
- 3 損益通算と損失の繰越し・繰戻し 9
- 4 所得控除の種類 10
- 5 税額控除の種類 12

III 不動産の貸付け・譲渡と税金

- 1 不動産の貸付けと確定申告 14
- 2 不動産の譲渡と確定申告 15
- 3 居住用財産を売却して損失が出た場合 16
- 4 居住用財産を売却して利益が出た場合 17

IV 株式等の配当・譲渡と税金

- 1 株式等の配当と確定申告 18
- 2 株式等の譲渡と確定申告 19
- 3 上場株式等の譲渡に関する特例 20

V 会社・役員間取引と税金

- 1 会社と役員間の取引 21
- 2 役員が会社に土地を貸し付けた場合 22
- 3 会社・役員間の金銭貸借 23
- 4 会社・役員間の資産売買 24
- 5 役員給与等の損金不算入 25
- 6 役員社宅の提供 28
- 7 役員に関する業務上の経費 30

1 確定申告とは

ポイント

- 1月1日から12月31日までのすべての所得とそれに係る所得税額を確定させる手続。

解説

1 確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得とその所得に係る所得税額を確定させ、税務署へ申告することを確定申告といいます。

2 所得税の確定申告書提出期間

通常、所得税の確定申告書提出期間は翌年2月16日から3月15日までとなっています。なお、サラリーマンの還付申告等の場合を除き、前年に所得税の確定申告書を提出している人（電子申告をしている場合を除きます。）には、税務署から確定申告書用紙が送られてきます。



翌年**2月16日**から**3月15日**まで
(還付申告の場合は翌年1月1日から)

(注) 申告期限・納期限が土曜日、日曜日の場合は、その翌日が期限となります。また、確定申告義務のある人の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができます。

贈与税や消費税の申告書提出期間

- 贈与税……贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日
- 個人の消費税……翌年1月1日から3月31日

3 確定申告期限を過ぎて申告書を提出した場合

期限までに申告をしなければ青色申告の特典(14ページ参照)を受けることができなくなったり、無申告加算税が課されますので、注意が必要です。

確定申告の申告漏れが多いのが受取保険金(一時所得)です。満期保険金を受け取った場合は、保険会社からの通知で所得を確認して、必要な場合は申告を忘れずに。

2 確定申告の必要がある人

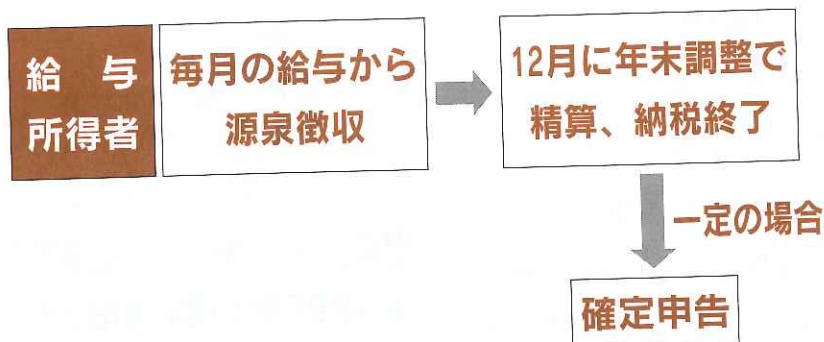
ポイント

- 一般的に給与所得者は、年末調整で所得税額を精算！
しかし、確定申告をしなければならない人もいる。

解説

給与所得者は、毎月の給与から一定の税額が源泉徴収されており、原則として、給与支払者が12月の最終の給与の支給時に「年末調整*」を行うことによって、その年の所得税額を確定し、毎月の給与から源泉徴収されていた税額の精算が行われ、納税も終了します（確定申告不要）。

* 年末調整とは、毎月の給与所得から源泉徴収された所得税額の合計額と、1年間の給与所得の合計から、保険料控除等を控除して計算した所得税額との差額を精算する手続きのことをいいます。



以下のようなケースでは、確定申告が必要です。



確定申告が必要な場合	その内容
給与収入が多い場合（年末調整不可）	年間の給与収入が2,000万円を超える人
2か所以上から給与の支払を受けている場合	例えば、ある会社の取締役が他の会社の取締役を兼務するなど、その兼務している会社の給与（従たる給与）と給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
1か所から給与の支払を受けており、かつ、給与以外の収入がある場合	給与の支払を1か所のみから受けている場合で、不動産貸付けや原稿料など、給与以外の所得の合計額が20万円を超える人*

* ただし、同族会社の役員がその同族会社から貸付金利息や不動産貸付け等による賃貸料などの支払を受けている場合には、その所得合計額が20万円以下であっても確定申告が必要です。